

吹田市公告第 357 号

JOB ナビすいた（相談コーナー）運営業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 の規定に基づき公告します。

令和 7 年 6 月 2 日

吹田市長 後 藤 圭 二

記

制限付一般競争入札実施要領

1 業務名

JOB ナビすいた（相談コーナー）運営業務

2 業務場所

吹田市昭和町 12-1 吹田市立勤労者会館（アスワーク吹田）3 階

3 履行期間

令和 7 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日まで

（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約）

4 業務内容

別添『JOB ナビすいた（相談コーナー）運営業務 委託仕様書』のとおり

5 入札の保証

吹田市財務規則第 98 条の規定に基づき免除する。

ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の 100 分の 3 に相当する金額を納付しなければならない。

6 契約の保証

落札者は、落札決定後速やかに、以下に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。

(1) 契約金額の 1 年当たりの額の 100 分の 10 以上の保証を納付する。

(2) 6 (1) に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供

(4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

なお、免除については吹田市財務規則第 115 条に基づき取り扱う。

7 入札参加資格

以下に掲げる要件を全て満足する者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 吹田市競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更正計画又は再生計画の認可決定の確定を受けていること。
- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。また同要領別表に掲げる措置要件にも該当しないこと。
- (5) 就職支援業務について、3 年以上の営業経験を有し、かつ、法人にあっては当該業務を法人の目的としていることが、履歴事項全部証明書等により確認できること。
- (6) 官公庁等（国、地方公共団体、法人税法別表第 1 に掲げる公共法人をいう。）が委託した同様の就労支援業務において、過去 3 年以内に受託した実績を有する者であること。
- (7) ISO27001 認証又はプライバシーマーク認証を取得している者であること。

8 入札参加資格の確認

- (1) 本入札の参加希望者は、入札参加資格を有することの確認を受けるため、(2) に示す提出書類を所定の日時及び場所に持参し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(2) 提出書類

- ア 入札参加資格確認申込書（様式 1）
- イ 実績報告書（契約書の写し・仕様書等を添付すること。）（様式 2）
- ウ 履歴事項全部証明書等（届出日において発行の日から 3 か月以内のもの。）
- エ ISO27001 認証又はプライバシーマークの認証取得を示す登録証の写し

(3) 申込書等の交付及び受付場所

ア 申込書交付期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 7 年 6 月 13 日（金）

申込書はダウンロードにて交付し、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

【ダウンロード方法】

吹田市のホームページ【トップページ>くらし>就職・仕事>就労支援・雇用情報>JOB ナビすいた（相談コーナー）運營業務に係る制限付一般競争入札の実施について】からダウンロードする。

イ 申込書等受付日時

令和 7 年 6 月 2 日（月）～令和 7 年 6 月 13 日（金）（土・日曜日を除く）

午前 9 時～午後 5 時 30 分（正午～午後 0 時 45 分を除く）

申込書等の提出は、電子メール、持参、郵送いずれでも可とする。

ただし、郵送の場合は配達証明付書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。

電子メールの場合は、提出後に電話による到着確認を行うこと。

ウ 受付場所

「21 問合せ先」のとおり。

エ その他

申込みにあたり、希望者は事業実施場所（JOB ナビすいた）の見学を行うことができる。

【日時】 令和7年6月9日（月）午前10時30分から午前11時00分まで

【場所】 吹田市昭和町12-1 吹田市立勤労者会館（アスワーク吹田）3階 JOB ナビすいた

見学希望者は、令和7年6月6日（金）午後5時00分までに「21 問合せ先」記載の電子メールにて申込むものとする。なお、送信時の電子メールの件名には『見学希望（JOB ナビすいた運営業務）事業所名』（例：『見学希望（JOB ナビすいた運営業務）株式会社●●』）と表記する。なお、参加者数は1事業者につき2名までとする。

(4) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申込書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は電子メールにより通知する。（令和7年6月18日（水）通知予定）

(5) その他

ア 申込書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ 提出された申込書等は、返却しない。

ウ 提出された申込書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申込書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を受けることがある。

オ 期限までに申込書を提出しない者又は入札参加資格が無いと認めた者は、本入札に参加することができない。

9 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1)入札参加資格がないと認められた者は、その理由について、次のとおり書面を提出することにより説明を求めることができる。

ア 提出日時

令和7年6月19日（木）午後5時00分まで

イ 提出場所

「21 問合せ先」のとおり。

ウ 提出方法

任意の様式による書面を、電子メール、持参、郵送のいずれかで提出する。

ただし、郵送の場合は、配達証明付書留郵便とすることとし、提出期限までに必着のこと。（限る）するものとし、宅配、電送等によるものは受付けない。

(2) 説明を求められた場合には、次のとおり求めた者に対して電子メールにより回答する。

ア 回答日時

令和 7 年 6 月 23 日（月）に電子メールにより回答予定。

10 仕様内容に係る質問等

(1) 質問受付期間

令和 7 年 6 月 2 日（月）から令和 7 年 6 月 12 日（木）正午まで

(2) 受付方法

電子メールにより受け付ける。メールアドレスは「21 問合せ先」のとおり

電子メールの件名には『質問（JOB ナビすいた運営業務）事業所名』（例：『質問（JOB ナビすいた運営業務）株式会社●●』）と表記する。

(3) 回答予定日及び回答方法

令和 7 年 6 月 16 日（月）に、電子メールにより申込者全員に回答予定。

なお、その後、緊急の連絡事項がある場合には入札日の前日である 6 月 24 日（火）までに申込者全員に電子メールで連絡する。

11 入札の日時及び場所

(1) 入札日時

令和 7 年 6 月 25 日（水）午前 11 時（時間厳守）

(2) 入札場所

吹田市昭和町 12-1

吹田市立勤労者会館（アスワーク吹田）別館地下 1 階 視聴覚室

12 入札方法

(1) 郵送、宅配、電送又は電報による入札は認めない。

(2) 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は 2 回までとする。なお、最低制限価格は設定しない。

(3) 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

13 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を持参又は郵送（入札開始日時までに必着。配達証明付書留郵便に限る）にて提出するものとする。

14 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜きの金額を入札書に記載すること。

なお、この契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による長期継続契約であるため、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る市の歳出予算において減額又は削除があった場合、市はこの契約を変更し、又は解除する場合がある。

15 落札者の決定

- (1) 有効な入札を行った者のうち、入札価格が予定価格の制限の範囲内で最低価格の者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上ある場合は、入札参加者を立ち会わせて直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせて落札者を決定する。ただし、当該入札者は「くじ」を辞退することはできない。
- (3) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合には、本市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど厳正に対処するので注意すること。
- (4) 入札参加者が 2 者に満たない場合でも入札は成立するものとする。

16 入札の中止又は延期

本件において、特別な事情が発生した場合には、入札を延期又は中止することがある。

17 入札の無効

入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行なった者のした入札並びに本市入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。なお、本市により入札参加資格がある旨を確認された者であっても、当該確認の後、入札時点において「8 入札参加資格の確認」に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

18 落札決定の取消し

市は、落札者の決定日から契約の確定日までの間に落札者が次の (1) から (4) までのいずれかに該当したときは、当該落札決定を取り消すことができる。なお、落札決定を取り消したことについて、市は一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件にも該当したとき
- (3) 入札心得書第 11 条第 11 号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第 14 条に定める期間内に契約を締結しないとき

19 契約の締結

契約の締結に当たっては、契約書の作成を要する。

20 その他

入札参加者は、この公告および補足資料のほか、「吹田市財務規則」「入札心得書」及び仕様書の内容を承認の上、入札を行うこと。

21 問合せ先

〒564-8550

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市地域経済振興室（低層棟3階 316番窓口）

午前9：00から午後5：30まで（土日祝除く）

電話：06-6384-1365（直通） FAX：06-6384-1292

メールアドレス：s_roudou@city.suita.osaka.jp

担当：眞栄里、大村